

官民競争入札等管理委員会
ヒアリング資料

平成20年7月

林野庁 国有林野部

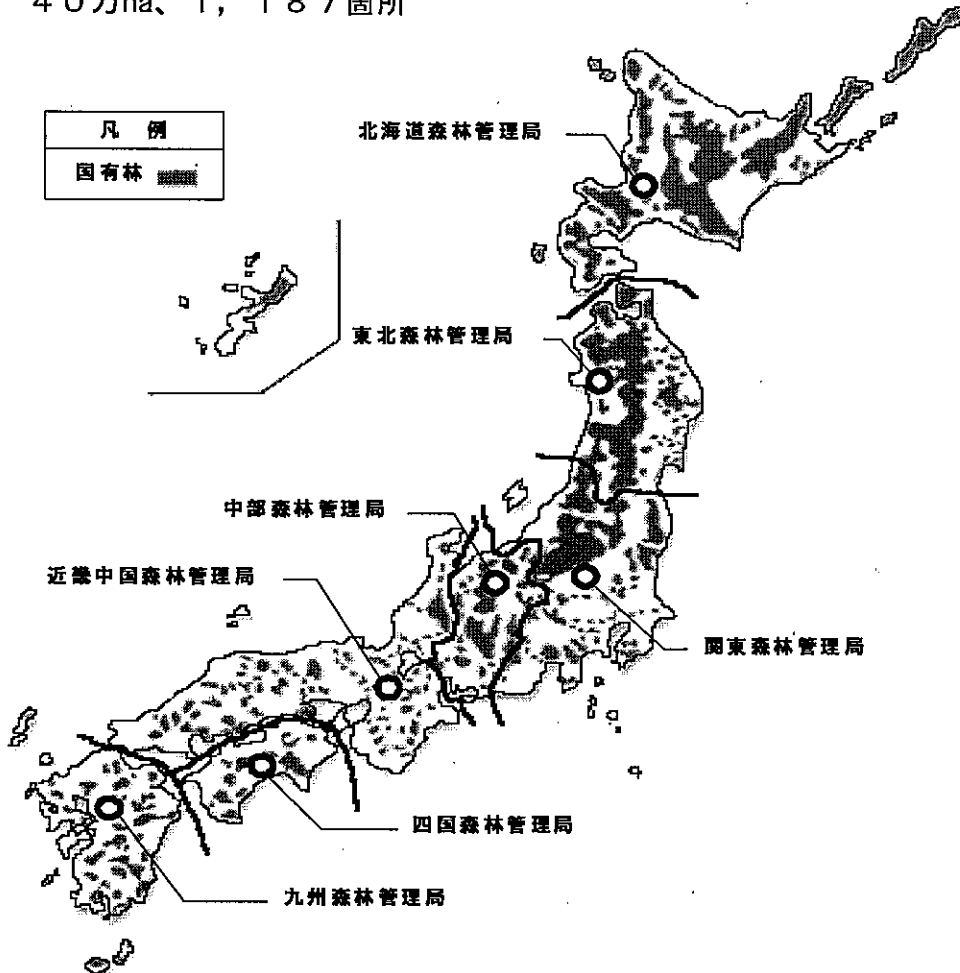
市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

| 森林管理局 | | 府省名 | 農林水産省(林野庁) |
|----------------------------------|--|-----|------------|
| 地方出先機関名 | 所有施設の管理・運営 | | |
| 事務・事業名 | 1. <u>施設の管理・運営</u> 2. 研修 3. 国家試験等 4. 相談 5. 広報・普及啓発 | | |
| 事務・事業の類型 ※ 該当する類型に○印を付けること | 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他 | | |
| 事務・事業の概要等 | 森林管理局等が所有する庁舎、宿舍はもとより、「レクリエーションの森」の野営場、駐車場、避難小屋その他簡易な施設、その他国が所有する各種施設については、警備、清掃、維持修繕等管理運営を民間委託又は請負契約をすることとしており、発注・契約に当たっては、一般競争入札等競争性・透明性が確保されたものとしているところである。 | | |
| 事務・事業に係る予算額(20年度) | 885百万円 | | |
| 事務・事業に係る定員(20年度) | | | |
| 業務量に関連する指標の実績値 | H19年度発注実績 1,438件、1,074百万円 | | |
| 外部資源の活用状況 (外部委託を実施している場合) | 民間競争入札(企画競争等を含む)に移行済み ① 業務の内容：施設の管理運営 ② 委託先名称：ビル管理業、清掃業、メンテナンス会社、建設会社等 ③ 委託方法：一般競争、企画競争等 ④ 契約実績：H19年度発注実績 1,438件、1,074百万円 | | |
| 市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること | 1. 可 2. <u>否</u> | | |
| 市場化テストを実施する場合 | 1. 入札種別(官民競争入札又は民間競争入札) 2. 入札実施予定時期 3. 事業開始予定時期 4. 契約期間 | | |
| 市場化テストを実施しない場合の理由 | 同事務・事業については、既に民間競争入札に移行済みであるため。また、国有林野事業においては、約1兆円の債務処理に向けて、職員数の適正化(H10:137百人→H19:65百人)や民間委託化(直営実行→民間実行)等を着実に推進してきているところである。 | | |

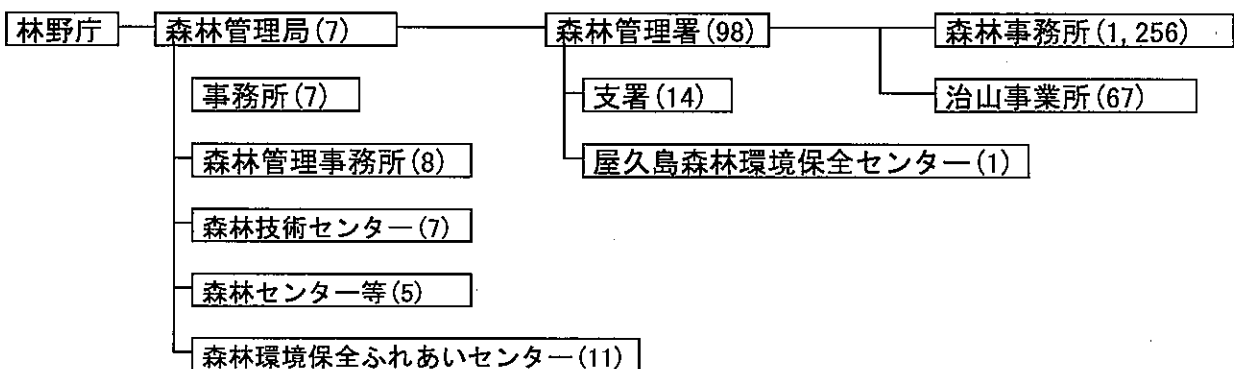
1 国有林野の概要

- (1) 国有林野事業は、国民共通の財産である国有林野を管理経営。
- (2) 国有林野面積は、我が国の森林面積の約3割、国土面積の約2割を占める759万ha
- (3) 国有林野の大部分が脊梁山脈や水源地域に広く位置していることから、公益的機能の発揮を重視すべき森林が多い。

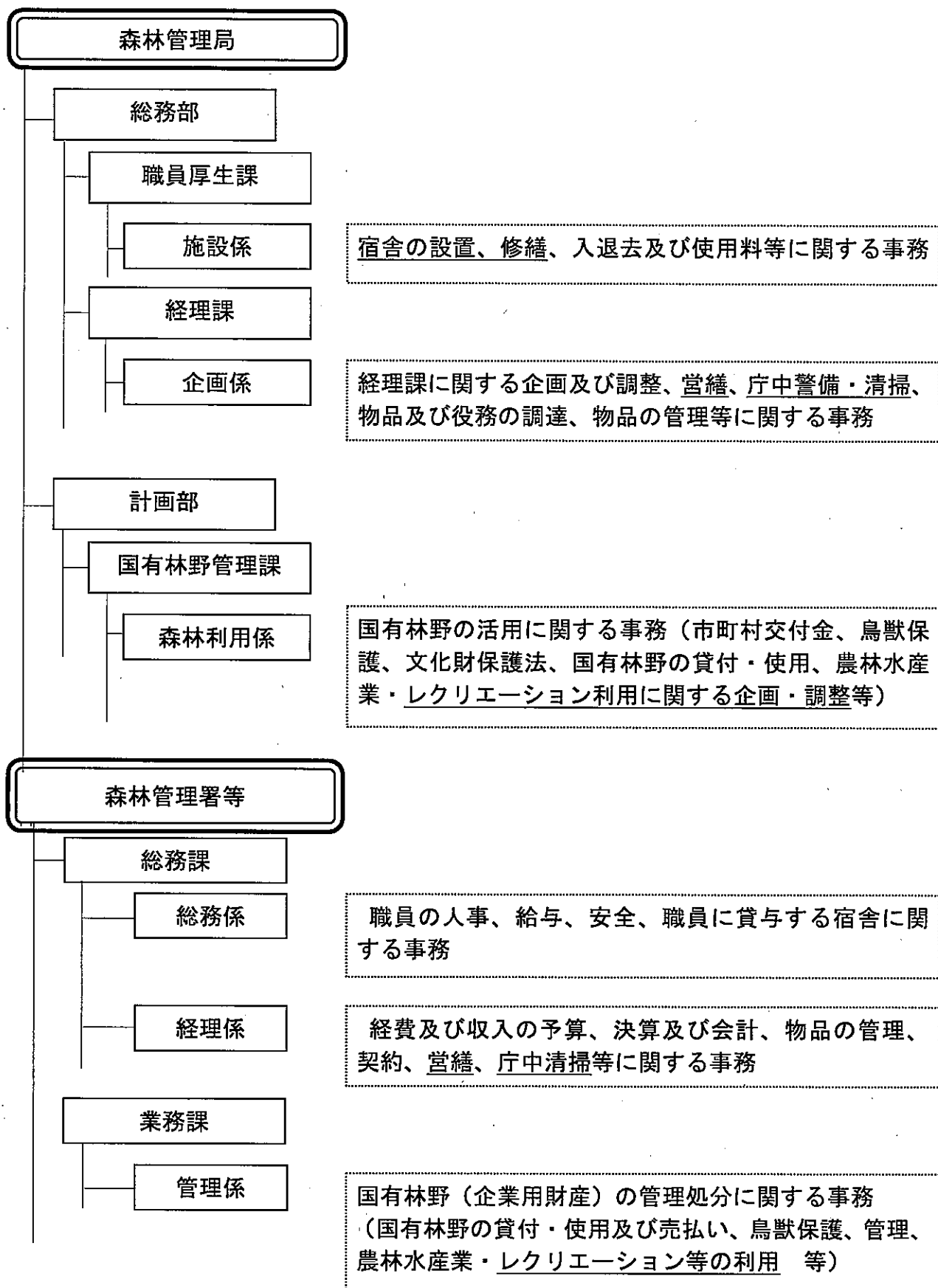
- ◎ 保安林面積 661万ha (国有林野面積の約9割)
- ◎ 森林生態系保護地域等保護林面積 78万ha、833箇所 (屋久島、白神山地、知床等)
- ◎ レクリエーションの森 40万ha、1,187箇所



2 国有林野事業の組織



3 事業担当組織図（所有施設管理・運営関係）



4 所有施設の管理・運営に係る事業・事務の内訳(平成19年度実績)

| 区 分 | 件 数 (件) | 金 額 (百万円) | 備 考 |
|---------------|------------|--------------|--|
| 庁舎修繕等 | 1,202 | 749 | <p>国有林野の大部分が脊梁山脈や水源地域に広く位置しているため、宿舎、庁舎も全国に広く分布。 (宿舎:4138、庁舎:1102)</p> <p>宿舎・庁舎で発生する、トイレや風呂の不具合等の突発的な障害への対応が大宗を占めており、1件当たりの契約金額は平均約60万円と少額。</p> <p>いつ、どこで発生するか予測できない障害への急な対応が求められる。</p> |
| 庁舎警備・清掃 | 94 | 216 | <p>森林管理局庁舎の警備をビル管理業等の民間に委託。1件当たりの契約金額は平均620万円。</p> <p>全国に広く分布する局署の清掃を清掃業等の民間に委託。1件当たりの契約金額は平均約200万円。</p> |
| レクリエーションの森の管理 | 142 | 109 | <p>(別紙参照)</p> <p>1件当たりの契約金額は平均約80万円と少額。</p> |
| 計 | 1,438 | 1,074 | |

レクリエーションの森の管理運營業務

「国有林の地域別の森林計画」(森林管理局長)
(森林法第7条の2)

「地域管理経営計画」(森林管理局長)
(国有林野の管理経営に関する法律第6条)

即して

レクリエーションの森の選定 (森林管理局長)

【選定の目的】

国有林野を国土の保全、自然環境の保全、資源の循環利用等森林の多面的機能との調和の下で、国民の保健休養の場として提供。

【レクリエーションの森に選定した区域の管理経営】

国有林野事業では、自然環境の保全と国民のレクリエーション利用に配慮して、植栽、伐採、治山等各事業を実施。

【レクリエーションの森の施設の整備及び管理運営】

レクリエーションの森の施設は、地元自治体における国有林野の活用と民間活力の活用を図りつつ、国民の要請に応えるものとし、民間活力等の活用が困難な施設の管理は外部への委託等を徹底。

地元自治体等による国有林野の活用

自治体等が国有林野を活用してスポーツ施設、緑地・公園、駐車場、遊歩道、その他施設を整備・管理運営

国有林野の貸し付け(自治体)

| | |
|--------|--------|
| スポーツ施設 | 31件 |
| 緑地・公園 | 110件 |
| その他施設 | 5,647件 |
| 計 | 5,788件 |

民間活力の活用

民間事業者等が国有林野において、スキー場、宿泊、飲食、販売等事業施設を整備して利用者にサービスを提供

国有林野の使用許可

| | |
|----------|--------|
| スキー場等索道業 | 297件 |
| 旅館業 | 445件 |
| 飲食業 | 110件 |
| 販売業 | 93件 |
| その他民間施設 | 334件 |
| 計 | 1,279件 |

収益が得られないなど民間等で整備されない施設

地元自治体、ボランティアの協力による管理等

歩道等施設の点検、修繕等の多くを地元自治体、ボランティアの協力で実施。

国以外に実施する者がなく適切な利用確保に必要な場合

管理の委託等

| | |
|---------|------|
| 標識類 | 54件 |
| 歩道等道路 | 13件 |
| 避難・管理小屋 | 7件 |
| 便所 | 16件 |
| 施設撤去その他 | 52件 |
| 計 | 142件 |

レクリエーションの森の施設の管理運営

レクリエーションの森は、国民の森林との
ふれあいの場として総合的・効率的に管
理経営

貸付、委託等

地元自治体等による
国有林野の活用

市町村等が遊歩道、キャンプ場、公園等
施設を管理運営

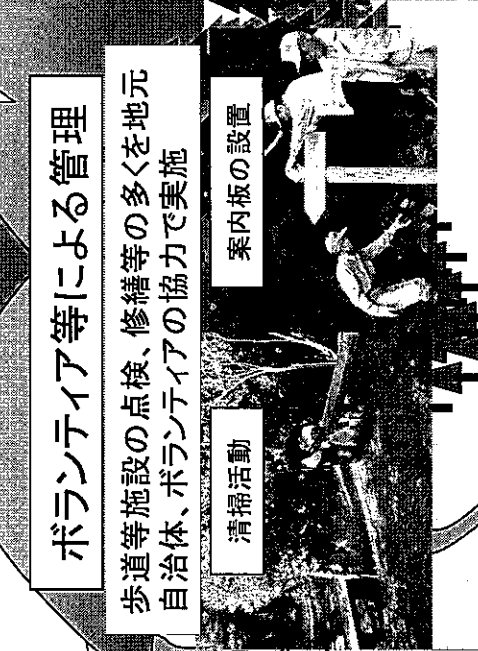
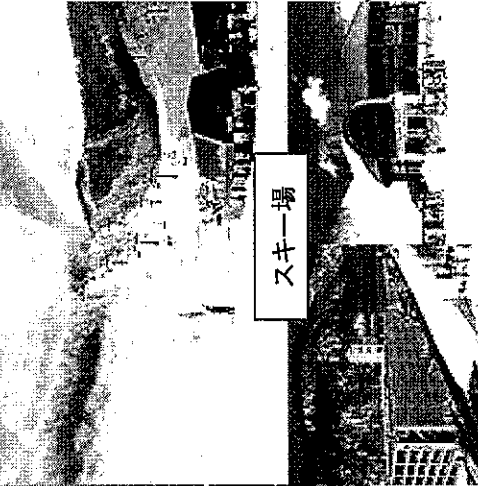
使用許可

ボランティア等による管理

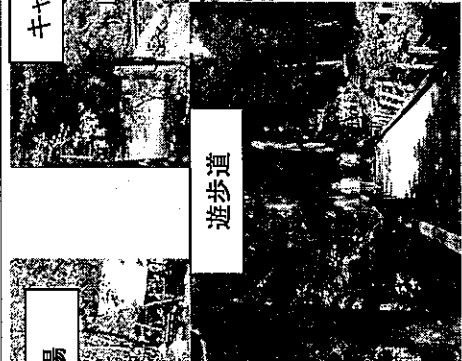
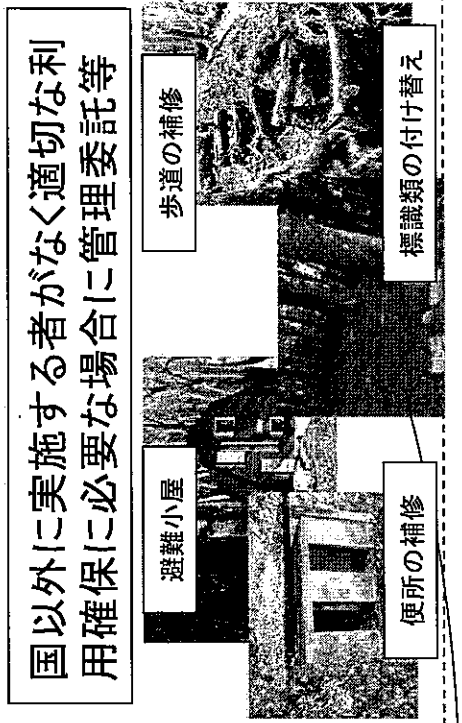
歩道等施設の点検、修繕等の多くを地元
自治体、ボランティアの協力で実施

民間活力の活用

民間事業者等がリフト等索道、宿
泊、飲食、販売等施設を設置し、
国民にサービスを提供



国以外に実施する者がなく適切な利
用確保に必要な場合に管理委託等



(参考)